

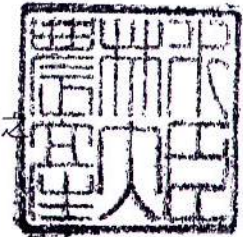
15 消安第 7303 号

平成 16 年 3 月 23 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準附則第 2 項の規定に基づく別表 1 及び別表 3 に掲げる対象農産物並びに別表 2 及び別表 3 に掲げる加工食品の見直しについて（諮問）

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号）附則第 2 項の規定に基づき、当該基準中別表 1 及び別表 3 に掲げる対象農産物並びに別表 2 及び別表 3 に掲げる加工食品の見直しを行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 8 第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準附則第2項の規定に基づく別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品の見直しについて
(案)

農 林 水 産 省
平成16年4月23日

1 見直しの趣旨及び経緯

遺伝子組換えに関する義務表示の対象品目については、基準附則第2項の規定に基づき、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見等を踏まえて、毎年度見直しを行うこととしており、平成15年度の見直しについて、農林物資規格調査会表示小委員会（食品の表示に関する共同会議）において検討を行った。

2 検討結果

検討の結果、平成15年度の見直しにおいては、別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品についての表示対象品目の追加、変更は行わない。

なお、農産物については、今後、新たな農産物について食品としての安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性が生じたものについては、すみやかに当該品目の追加について検討を行う。

平成16年3月24日
食品の表示に関する共同会議

遺伝子組換え表示の対象品目の見直し（平成15年度）について

遺伝子組換え食品の表示の対象品目については、JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る品質表示基準により、1年ごとに見直しを行うこととされている。平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目見直しの進め方について」（別紙1）に従って、これまで毎年度必要な見直しを行ってきたところである。

平成12年度	・高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会部会(平成13年2月))
平成13年度	・ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会(平成13年7月及び10月))
平成14年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 (第3回食品の表示に関する共同会議(平成15年2月))

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実の5つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち30食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。

平成15年度における対象品目の見直しの結果は、以下のとおりである。

農産物及び加工食品

平成15年度においては、表示の対象品目に追加、変更はない。

前回見直しを行った平成15年2月からこれまでに食品としての安全性確認が行われた遺伝子組換え農産物に、作目として新たな追加はない（別紙2）。

今後、新たな農産物について食品としての安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性が生じたものについては、すみやかに本共同会議に諮り、当該品目の追加について審議を行う。

なお、遺伝子組換え農産物の食品としての安全性評価は、平成15年6月まで厚生労働省においてなされ、7月以降は、食品安全委員会の新設とともに、厚生労働省の意見の求めに応じて食品安全委員会においてなされることとなった。

加工食品の義務表示対象品目については、13年度にばれいしょ加工品の追加を行って以降、新たな義務表示対象品目の追加を行うような検出技術の進歩等は見られない。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

平成12年 3月31日制 定
平成14年 2月22日最終改正

（適用の範囲）

第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
対象農産物	組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。

（表示の方法）

第3条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品とし

て別表2の左欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第6項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 次号に掲げるもの以外の対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組

換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

（表示が不要な加工食品）

第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

（表示禁止事項）

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1（第2条関係）

- 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実

別表2（第3条関係）

加 工 食 品	対 象 農 産 物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆

3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ

別表3（第3条関係）

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	大豆
	2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。

2 別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成14年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物一覧

厚生労働省医薬食品局食品安全部
平成16年3月3日現在

(1) 食品

No.	対象品種/品目	名称	性質	申請者/開発者等	
1	パパイヤ	55-1	ウイルス抵抗性	ハワイパパイヤ産業協会 (有限会社マック)	Cornel University, University of Hawaii, The Upjohn Company
2	わた	ワタ281系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
3	わた	ワタ3006系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
4	わた	ワタ281系統とワタ3006 系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル 日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroScience LLC (米国)
6	わた	LLCotton25	除草剤耐性	バイエルクロップ サイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)

※ とうもろこし(CBH351)については、平成14年6月5日付で諮問が取下げられました。

※ パパイヤ55-1については、平成14年10月から申請者がパパイヤ管理委員会からハワイパパイヤ産業協会にかかりました。

(2) 添加物

No.	対象品種/品目	名称	性質	申請者/開発者等	
1	α-アミラーゼ	LE399	生産性向上	ノボザイムズ ジャパン 株式会社	Novozymes A/S (デンマーク)
2	リパーゼ	HL1232	生産性向上	ノボザイムズ ジャパン 株式会社	Novozymes A/S (デンマーク)
3	リパーゼ	SP990	生産性向上	ノボザイムズ ジャパン 株式会社	Novozymes A/S (デンマーク)
4	ペクチナーゼ	SP572	生産性向上	ノボザイムズ ジャパン 株式会社	Novozymes A/S (デンマーク)
5	α-アミラーゼ	BRG-1	生産性向上	ノボザイムズ ジャパン 株式会社	Novozymes A/S (デンマーク)
6	α-アミラーゼ	SPEZYME FRED™	耐熱性向上	ジェネコア・インターナショナル・ ジャパン・リミテッド 日本支店	Genencor International, Inc. (米国)
7	ホスホリリパーゼ A2	PLA2	生産性向上	ナガセケムテックス株式会社	

第14回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成16年3月24日（水）

10:00～12:00

場所：日本郵政公社本社2階共用会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

加工食品の原料原産地表示について（とりまとめ）

遺伝子組換え表示の対象品目の見直しについて

その他

3. 閉会

配付資料

資料1 加工食品の原料原産地表示 義務表示対象品目の決定について
（案）

資料2 意見の概要及び共同会議としての考え方（案）

資料3 原料原産地名の表示方法（案）

資料4 遺伝子組換え表示の対象品目の見直し（平成15年度）について（案）

参考資料1 原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について
（平成15年11月12日公表資料）

参考資料2 第13回共同会議参考資料2（「品目群リスト」についての
意見募集結果）

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示
調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会委員名簿
(食品の表示に関する共同会議委員名簿) (平成16年2月25日現在)

いたくら 板倉 ゆかこ 独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役

○ おきたに 沖谷 あきひろ 明紘 日本獣医畜産大学教授

おくの 奥野 かずお 和雄 全国農業協同組合連合会コンプライアンス・業務監査部次長

かどま 門間 ひろし 裕 (財) 食品産業センター企画調査部長

かんだ 神田 としこ 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長

たん 丹 けいじ 敬二 日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長

とよだ 豊田 まさたけ 正武 実践女子大学生生活科学部教授

ながの 長野 みさこ みさ子 東京都多摩立川保健所長

なみき 並木 としあき 利昭 日本スーパーマーケット協会事務局長

ますだ 増田 あつこ 淳子 プロデューサー

まつたに 松谷 みつこ 満子 (財) 日本食生活協会会長

◎ まるい 丸井 えいじ 英二 順天堂大学医学部教授

(五十音順、敬称略、◎は座長、○は座長代理)